

倉敷観光コンベンションビューロー ぼっけえお得な「倉敷みらい旅」販売助成金交付要綱

(目的)

第1条 この助成金は、宿泊事業者が企画する宿泊前売プラン（以下、「プラン」という。）の販売を促進することにより、新型コロナウイルス感染拡大の影響による宿泊事業者をはじめとした観光関連事業者の売上減を補い、事業の継続や雇用の維持を支援するとともに、収束後に宿泊客を呼び込むことで、地域の経済活性化を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 助成金交付対象者は、倉敷市内に立地する倉敷観光コンベンションビューロー会員の宿泊事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に定める施設を除く。以下、「宿泊事業者」という。）のうち、新型コロナウイルスの収束後に利用できるプランを販売する事業（以下、「事業」という。）を行う者とする。

2 前項に規定する「プラン」とは、下記の要件をすべて満たすものをいう。

- (1) 1プラン1人あたりの販売額が税込1万円以上であるもの
- (2) 「倉敷みらい旅」をプラン名に含めるもの
- (3) 倉敷観光コンベンションビューロー、倉敷市の助成を受けていることを表示するもの
- (4) 宿泊可能日を令和4年3月31日まで設定し、購入後利用者が日時を指定し利用できるもの（緊急事態宣言が発出されている期間を除く）
- (5) 助成金額以上の付加価値（特典）が付いているもの
- (6) 令和2年7月31日までに利用者が購入するもの
- (7) 購入後の取り消しを不可とするもの

3 第1項に規定する「プラン」の個数については、上限を定めないものとする。

(付加価値の付与)

第3条 前条に規定する付加価値は、市内事業者と連携して付与するものとする。ただし、以下に定める事業者との連携は除く。

- (1) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う者
- (3) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

(助成金額)

第4条 助成金額は、各プランの税込販売額（売上額）の40%とする。ただし、1プラン1人あたりの上限額を2万円、1施設あたりの上限額を200万円とする。

2 助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。

(事業認定申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする宿泊事業者（以下、「申請者」という。）は、次に掲げる書類を倉敷観光コンベンションビューロー会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 事業認定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) その他、会長が必要と認める書類

2 前項の申請は、令和2年7月15日まで行うことができるものとする。

(事業認定及び通知)

第6条 会長は、前条による申請書の提出があったときは、提出された書類を審査し、相当であると認めるときは、その事業を助成対象として認定するものとする。

2 会長は、前項の認定をした場合は、速やかにその認定の内容を申請者に通知するものとする。

(プランの販売)

第7条 プランの販売は、前条の事業認定後に、申請者が行うものとする。

2 前条により認定を受けた事業については、令和2年5月15日以降、令和2年7月31日まで販売を実施できるものとする。

(変更申請)

第8条 申請者は、事業認定の通知を受けたのち、認定を受けた事業内容を変更する場合は、次に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 事業計画変更申請書（様式第3号）
- (2) その他、会長が必要と認める書類

(変更承認及び通知)

第9条 会長は、前条の変更申請があったときは、提出された書類を審査し、相当であると認めるときは、その変更を承認するものとする。

2 会長は、変更の承認をした場合、速やかにその承認の内容を申請者に通知するものとする。

(助成金交付申請及び請求)

第10条 申請者は、販売実施後、令和2年8月21日までに、次に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 助成金交付申請書（様式第4号）
- (2) 助成金請求書（様式第5号）
- (3) プランの販売実績が確認できる書類
- (4) その他、会長が必要と認める書類

2 助成金の交付申請及び請求は、期間中2回まで、申請者の任意の時期に行うことができるものとする。

(交付決定通知及び支払い)

第11条 会長は、前条の交付申請があったときは、提出された書類を審査し、適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し申請者に通知するとともに、速やかに助成金を支払うものとする。

(連携する市内事業者への支払い)

第12条 申請者は助成金の受け取り後、速やかに連携する市内事業者へ付加価値の対価等を支払うものとする。ただし、助成金の受け取り前にこれを支払うことを妨げない。

(交付決定の取消し)

第13条 会長は、申請者が次に掲げる事項に該当する場合は、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 提出された書類に虚偽があったとき
- (2) 要綱に定める事項に違反したとき
- (3) その他、不正の行為等が認められたとき

2 前項の規定は、助成金の支払いがあった後においても適用する。

(助成金の返還)

第14条 会長は、前条の規定により交付決定を取り消す場合、その助成金が既に交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(関係書類の保存)

第15条 申請者は、本事業に係る関係書類を当該年度から5年間保管することとし、会長から提示を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(検査)

第16条 会長は、必要があると認められるときは、申請者に対し事業の詳細な報告を求め、帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。